

[前期第10問]

平成10年1月、母親Aは、父親Bとの間に生まれた男児Cが1型糖尿病（インスリンを定期的に投与しないと死亡する病気）であると診断され治療などに悩んでいた。そこでAは、インターネットで見つけた医者であるXに相談したところ、「インスリンなんて投与しなくても俺の力で治せる」など発言したことで安心し、XにCの治療を引き受けてもらうことを約した。尚、XはCにインスリンを投与しないと死亡することは認識していた。

XはCの足にろうを垂らし、「これで悪霊が逃げる」と言って治療をし、また、Aに対し「インスリンは毒だ。投与してはならない」と投与の中止を促し、「Cの周りに塩を盛れ」「龍神の書いた紙をCの足元に載せろ」などメールで十数回指示をした。AはCの病気が治るならと必死にXの指示に従った。また、BはXの治療法に疑問があり悩んだが、Aの必死さから同じく従うことにした。

Xからの指示の通りA及びBは平成10年3月4日午後13時半の投与を最後にCへのインスリンの投与を中止し、指示通りCを放置した。よって、同年3月26日午前4時頃、1型糖尿病に基づく衰弱により死亡した。

以上の事実関係の下、X、A、Bそれぞれの罪責を検討せよ。